

医療生協水島居宅介護支援事業所の重要事項説明書

◇居宅介護支援事業所の目的・基本方針

要介護状態となった利用者が、可能な限り居宅でその有する能力に応じて、自立した日常生活を営むことが出来るように援助します。心身の状況や環境等に応じて、利用者の選択に基づき適切な保健・医療・福祉サービスが提供されるように配慮します。意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、提供されるサービスが特定の種類又は事業者等に偏することのない様に、公平中立に行います。運営にあたっては、市町村・高齢者支援センター・他の支援事業所等と連携します。

◇事業所の名称等

- ・事業所の名称 : 医療生協水島居宅介護支援事業所
- ・所在地 : 倉敷市水島南春日町13-1
- ・電話番号 : 086-444-1271
- ・FAX 番号 : 086-444-3228

◇従業員の勤務体制

- ・管理者（常勤・ケアマネージャー兼務） : 1名
- ・主任介護支援専門員（ケアマネージャー） : 1名以上
- ・介護支援専門員（ケアマネージャー） : 3名以上

◇営業日及び営業時間

- ・月曜日から金曜日までは、午前8時30分から午後5時までです。
- ・土曜日は、午前8時30分から午後12時30分までです。
- ・日曜日・国民の祝日・12月30日～1月3日の年末年始はお休みです。
- ・但し、緊急の際は24時間、電話での相談をお受けします。(080-1641-1821)

◇通常の事業の実施地域

- ・通常の事業実施地域は、倉敷市水島地域（水島・連島・福田の各地区）となっています。
- ・但し、一部地域外についても相談し対応します。

◇事業の内容

- ①介護認定申請手続きの代行をします。
- ②認定調査時ご家族の立会に、同席を希望された場合お引き受けします。
- ③利用者の立場にたって、公正・中立に介護サービスの情報を提供します。
 - ・利用者は居宅サービス計画書（以下「ケアプラン」という。）に位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることが可能です。また当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求める事が出来ます。
- ④サービス事業所への紹介・利用調整をして、サービス利用開始のお手伝いをします。
- ⑤ケアプランを同意の下に作成し交付します。
- ⑥月1回以上は利用者の自宅を訪問し、面接によるモニタリングを実施・記録する事により、サービスが適切であるかを確認し、必要に応じてケアプランを見直します。
- ⑦入退院時・入退所時等、医療機関等と連携し、切れ目のないサービスをします。（別紙1）
 - ・入院の際には、当該病院等に担当の介護支援専門員の氏名や連絡先をお伝えください。
 - 合わせて、入退院・入退所の際には、担当の介護支援専門員にご連絡下さい。
- ⑧介護保険についてのあらゆる苦情の相談に応じます。

⑨個人情報保護について万全の体制で取り組みます。

◇利用料（別紙2）

指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者からの利用料の支払いは受けないものとする。

◇虐待防止のための措置

利用者の人権の擁護・虐待等の防止のための担当者を選任し、次の措置を講じるものとする。

- ・虐待を防止するための従業員に対する研修の実施（年一回以上）
- ・虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合の対応方法の検討
- ・その他虐待防止のために必要な措置

◇ご利用をお断りする場合

以下のいずれかに該当する場合、ご利用をお断りすることがあります。

- (イ) 事業所の現員では利用申し込みに応じきれない場合
- (ロ) 利用申込者の居住地が通常の実施地域外である場合
- (ハ) 利用申込者が他の指定居宅介護支援事業者にも併せて指定居宅介護支援の依頼を行っていることが明らかな場合

◇ハラスメント（別紙3）

- ・著しい迷惑行為（身体的暴力・精神的暴力・セクシャルハラスメント等の法令違反の行為）があった場合、外部機関や弁護士とも相談の上、契約を終了させていただく場合があります。

◇秘密保持（別紙 同意書）

- ・仕事上知りえた個人情報は、在職中も退職後も必ず守ります。居宅介護支援を進めるために、関係機関に伝える必要があるときは、同意をお願いします。

◇居宅サービスに占める割合（別紙4）

- ・前6か月間に作成された、居宅サービス計画における訪問介護等（訪問介護・通所介護・地域密着型通所介護・福祉用具貸与）の位置づけられた数が占める割合と、居宅サービス計画に位置づけられた訪問介護等ごとの同一事業者の占める割合、それぞれを公表し説明・交付します。

◇緊急時の対応

- ・居宅介護支援の提供中に利用者の急変が生じた場合は、直ちにかかりつけ医に連絡し、医師の指示のもとに必要な対応を行います。

◇事故発生時の対応

- ・居宅介護支援の提供中に事故が生じた場合は、必要な処置を講じると共に、ご家族などへの連絡を行います。

◇苦情処理

- ・居宅介護支援について苦情がありましたら、ご遠慮なく管理者にお申し出ください。迅速・適切に対応いたします。

苦情相談窓口	担当者	管理者 松井純子
	ご利用日	月曜日から土曜日（ただし土曜日は12時30分まで） 国民の祝日・年末年始（12/30～1/3）は休み
	ご利用時間	8時30分から17時
	電話番号	（086）444－1271

苦情申立機関 倉敷市介護保険課
ご利用日 土日祝祭日・年末年始を除く
ご利用時間 8時30分から17時15分
電話番号 (086) 426-3343

岡山県国民健康保険団体連合会
ご利用日 土日祝祭日・年末年始を除く
ご利用時間 8時30分から17時00分
電話番号 (086) 223-8811

◇緊急連絡先 担当者 管理者 松井純子
電話番号 (086) 444-1271

◇他の事業所に変更希望の場合

- ・ご都合で他の事業所をご希望の場合は、ご遠慮なくお申し出ください。
- ・その場合ご希望があれば、最新の「居宅サービス計画」等を発行します。

年 月 日

本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

倉敷医療生活協同組合
医療生協水島居宅介護支援事業所
説明者：ケアマネージャー 氏名： _____